

大田市公告第 18 号

大田都市計画地区計画変更の原案を作成したので、大田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成 17 年大田市条例第 199 号）第 2 条の規定により、次の通り公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画の原案について意見のある利害関係者は、令和 7 年 3 月 31 日までに市長に対して意見書を提出することができる。

令和 7 年 3 月 5 日

大田市長 楫野 弘和

記

- 1 地区計画の種類 地区計画
- 2 地区計画の名称 大田都市計画
大田市駅前（西側地区）地区計画
- 3 位置及び区域 大田市大田町大田の一部 約 5.9 ha
- 4 縦覧期間 令和 7 年 3 月 11 日から令和 7 年 3 月 24 日まで
(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）
に規定する休日を除く。)
- 5 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 6 縦覧場所 大田市大田町大田口 1111 番地
大田市役所建設部土地区画整理課内